

## 吹田市公告

第689号

吹田市立障害者支援交流センター真空式温水ヒーターマイコン等修繕業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年12月20日

吹田市長 後藤 圭二

記

以上

### 制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称  
吹田市立障害者支援交流センター真空式温水ヒーターマイコン等修繕業務
- 2 業務内容  
仕様書のとおり
- 3 業務場所  
吹田市千里万博公園12番27号
- 4 履行期限  
令和7年（2025年）3月31日（月）
- 5 最低制限価格  
設定しない
- 6 入札回数  
2回までとする

## 7 入札の保証

入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

## 8 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) この契約による債務の不履行より生ずる損害金支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

## 9 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、「管」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく本市からの指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (5) 公告日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) 平成26年度から令和5年度までの過去10年の間に、公官庁において当該業務又は類似業務の契約を履行した実績を有すること。

## 10 入札参加資格申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す書類を提出しなければならない。
- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類
  - ア 入札参加資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)
  - イ 同種業務契約履行実績調書(様式2)

ウ 契約書の写し及び契約内容が分かる資料等

(3) 申請書の提出

ア 提出期間

- ・令和6年12月20日（金）から令和7年1月9日（木）まで  
（土曜日・日曜日を除く）
- ・午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く）

イ 提出先

（持参の場合）

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所低層棟1階 障がい福祉室（116番窓口）

（郵送の場合）

〒564-8550 吹田市役所障がい福祉室 宛（住所の記載は不要）

（メールの場合）

[keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp](mailto:keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp)

ウ 申請書等の取得方法

申請書及びその他の入札関係書類については、吹田市公式ウェブサイト

（トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和6年度(2024年度)入札(業務委託)一覧）からダウンロードすること。

エ その他

（ア）申請書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された申請書は、返却しない。

（ウ）申請書の提出はメール（送信後は電話により到着確認を行うこと）、持参又は郵送（配達記録の残るものに限る。）によるものとし、（3）アに記載する期間内に必着のこと。

（4）入札参加資格の確認の結果は、令和7年1月14日（火）までに、申請者に電話連絡したうえでメールにて通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して同様に通知する。

（5）期限までに申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

11 入札説明会 ※希望者のみ

（1）開催日時

令和7年1月8日（水） 午前11時

（2）開催場所

吹田市立障害者支援交流センター

(吹田市千里万博公園 1 2 番 2 7 号)

(3) 参加受付

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 (金) から令和 6 年 1 2 月 2 7 日 (金) まで

(4) 参加申込

メールにて受け付ける。件名に「【入札説明会希望】業務名称」、メール本文に住所、商号 (又は名称)、参加者数、担当者名、担当者連絡先を記載すること。受付メールアドレスは「1 0 入札参加資格確認申請手続 (3) イ」のとおり。

(5) その他

希望者がいない場合は開催しない。

## 1 2 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 (金) から令和 7 年 1 月 9 日 (木) までとし、メールにより受け付ける。送信後は午後 5 時 3 0 分までに電話で到着確認を行うこと。

質疑書の様式 (様式 3) はホームページからダウンロードすること。受付メールアドレスは「1 0 入札参加資格確認申請手続 (3) イ」のとおり。

(2) 回答期日

令和 7 年 1 月 1 5 日 (水) 午後 5 時 3 0 分までに、ホームページに掲載する。なお質疑がない場合もその旨掲載する。

## 1 3 入札の日時及び入札場所

(1) 入札日時 令和 7 年 1 月 1 7 日 (金) 午前 1 1 時 (時間厳守)

(2) 入札場所 吹田市立障害者支援交流センター 2 階ボランティア室

委任状 (様式 4) ・入札書 (様式 5) をホームページからダウンロードし、使用すること。

## 1 4 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

## 1 5 入札の辞退

申請書を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届 (様式 6) を提出するものとする。入札辞退届の様式はホームページからダウンロード

ドすること。

#### 1 6 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

#### 1 7 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「9 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

#### 1 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

#### 1 9 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

#### 2 0 落札決定の取消し

- (1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
  - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
  - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
  - ウ 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき

エ 正当な理由がなく、入札心得書第 13 条第 1 項に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

## 2.1 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

## 2.2 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

## 2.3 その他

(1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、ホームページへ提示するので、入札参加者は適宜確認のこと。

## 2.4 問い合わせ先

吹田市福祉部障がい福祉室（低層棟 1 階 116 番） 指定管理担当

住所 〒564-0041 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話 : 06-6384-1347（直通）

FAX : 06-6385-1031

メールアドレス : [keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp](mailto:keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp)